

【重要】手続きは全員行ってください！

令和8年4月27日

2・3年生保護者 各位
(在校生の継続受給者)

敬愛学園高等学校
校長 卯月 睦彦

令和8年度 高等学校等就学支援金「受給資格認定申請」について（ご案内）

高等学校等就学支援金について、今年度より所得制限が撤廃され、全員が本校の授業料 33,000 円(月額)を受給する見込みとなります。また、新たに生徒の国籍・在留資格に関する要件が導入されることとなりました。

制度改正に伴い、全ての方について申請手続きが必要となります。なお、昨年度の申請により既に6月分まで決定している方については、今回の申請で差額が支給される予定です。また、奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)の方も申請をお願いいたします。

つきましては、受給資格認定申請を下記のとおり受け付けますので、必ず期間内に申請をお願いいたします。

1. 申請方法

● 日本国籍の生徒

就学支援金オンラインシステム e-Shien による登録

e-Shien 利用マニュアル【変更手続編】 P5～P10 までを操作していただきます。
(入学時に配付した ID からログインし、在校生受給資格確認へと進んでください。
マイナンバーの提出は不要です。)

※ 本校ホームページに利用マニュアルを掲載しています。



● 日本国籍以外の生徒

用紙での申請となりますので、事務室まで受け取りに来てください。(e-Shien は不要)
(申請時に国籍・在留資格を確認できる資料が必要です)

2. 申請期限

令和8年5月15日(金)まで ※厳守※

3. 注意事項

- ・手続きは全員が対象です。
- ・今回の申請は令和8年4月から令和9年3月までとなります。
- ・今年度の授業料については、6月分までは既に決定している就学支援金を相殺し、7月分以降は今回の申請が決定するまで全額を納付いただき、決定後に還付をする予定です。
- ・奨学生の方も申請をしていただきますが、還付額については、本学園奨学生取扱規程に基づいた精算となります。

【日本国籍の場合】

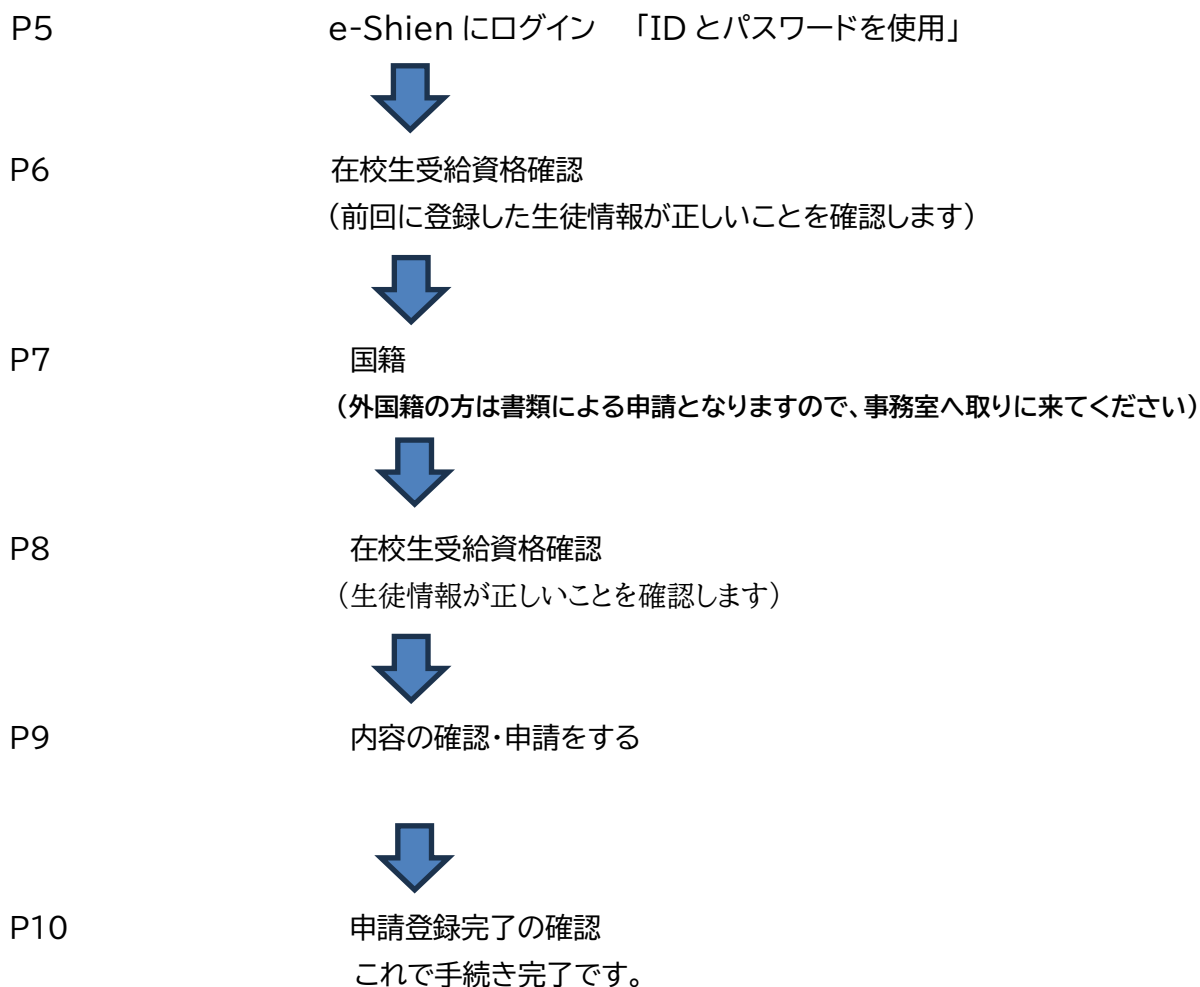
継続受給者の方は、変更がない場合でも「変更手続」から申請をします。

変更手続(在校生受給資格確認)の流れ

申請期限:令和8年5月15日(金)

利用マニュアル
変更手続編参照ページ

「ログイン ID 通知書」は卒業まで使用するので大切に保管してください。



【日本国籍以外の場合】

申請用紙を事務室まで受け取りに来てください。

国籍を確認するため、住民票(原本)、在留カード(写し)、特別永住者証明書(写し)等が必要です。

皆様よりご提出いただいた個人情報につきましては、適切に管理し定められた目的外に利用しません。

【お問い合わせ先】事務室 043-251-6361(代)